

# パブリックコメント実施結果

## 計画等の名称

箕面市の市街化調整区域における土地利用の基本的なあり方（素案）

## 素案を公表した日

平成 21 年（2009 年）4 月 15 日（水曜日）から 5 月 14 日（木曜日）まで

## 提出された意見数

3 件（3 人）

## 提出された意見等の内容及びこれに対する市の考え方

### ・基本的なあり方全般について

	意見等（要約）	市の考え方
1	<p>新稲地区は箕面池田線が通り適切に市街化すれば、人が集まり活動的になり明るい、住み心地の良い街になるのではないかと。</p> <p>積極的に農地として利用されているところはそれなりに税金の軽減処置を執り、それ以外は市街化を図り健全な街へと移行すべき。</p> <p>少子高齢化の今こそ他の市に先んじて人を集め、活気のある箕面を創るべきである。</p>	<p>今回取りまとめた検討対象地区における土地利用の基本方針（p51）は、検討対象地区における土地利用について基本的な方向性を示したものです。そこでは「市街化の抑制を原則とする」こととしたうえで、市街化についての但し書きとして、「本市の都市構造上、計画的な都市土地利用が求められる場合や、地域住民の生活環境の改善や生活基盤の充実のため必要となる場合」にあつては、「必要最小限にとどめた適切な土地利用となるよう、協議調整の仕組みをととのえる」ものとしています。</p> <p>したがって、個別の箇所を市街化することについては、上記但し書きの範囲に限られ、適切な段階で地区の状況や地区住民等の意向を基に判断されることとなります。また、市街化する場合はさらに、内容も含めて都市計画等の手続きの中で十分精査されることとなります。</p> <p>なお、農地の維持を支える仕組みや制度については、引き続き農業政策の中で検討、充実を図って参ります。</p>
2	<p>石丸地区は貴重な緑地を有しており、市街化調整区域の環境を全面的に維持することこそが、子孫に誇れる郷土を残せる手段であり、現世代の責務ではないかと。</p>	

・農地等の土地利用について

	意見等（要約）	市の考え方
3	<p>あり方（素案）の内容については、おおむね適切である。しかしながら、次の箇所の記述に関して一部修正されることを望む。</p> <p>P.52 ア）農地等の土地利用について …（略）…本市の農業施策に加え府の農業施策を活用しながら、営農基盤等の整備、営農支援や<u>市民・事業者の農業への積極的な協力・参画の推進をはかるものとする。</u></p> <p>上記の下線部が具体的に何を指すのかがわかりづらい。</p> <p>農地所有者は個々に異なる事情を抱えており、「農空間づくりプラン」の取り組みより市民農園の拡大のほうが現実的・効果的である。</p> <p>今後、市民農園の需要が増大する可能性も高い一方、現状は設備や景観の面で課題を抱えており、これらの対策の充実が市街化調整区域の土地利用のあり方の一つの解決策となり得ると考える。</p> <p>このため、市民農園についての記述をもう少し整理、強化していただきたい。</p>	<p>「はじめに」(p2)でも触れておりますとおり、この素案は都市計画の方針(都市計画マスタープラン)として取り扱うべくとりまとめたもので、基本的には都市的な土地利用についての考え方がその内容となります。今回は、市街化調整区域の現状や今日的評価などを鑑みて、農地や農空間についてもある程度言及する必要があり、また土地利用としてであれば取り扱うことができると考えて、その方向性の概要を示しております。</p> <p>とはいえ「農業」や「営農」に関しての具体的な方策は、箕面市新農業基本指針に沿って農業政策全体を見渡して取り組むべきものであり、ご指摘いただいた「市民・事業者の農業への協力や参画に関する具体策」についても、引き続きその中で検討、充実してまいります。</p> <p>なお、市民農園については、この(素案)の中でも箕面市新農業基本指針に基づく農業振興策として記載しております(p56)が、ご指摘をふまえ、その記述内容を追加します。</p>

素案の変更内容

P56 下記項目を追加

(追加文) 市民農園等の利用促進